

令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ598千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	12,390	△598	11,792
	1 使用料	12,324	△581	11,743
	2 手数料	66	△17	49
	歳 入 合 計	39,268	△598	38,670

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	医業費	6,973	△598	6,375
	1 医業費	6,973	△598	6,375
	歳 出 合 計	39,268	△598	38,670

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△598千円

1 項 使用料

△581千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務使用料	12,324	△581	11,743
計	12,324	△581	11,743

1 款 使用料及び手数料

△598千円

2 項 手数料

△17千円

1 総務手数料	66	△17	49
計	66	△17	49

節		説 明	
区 分	金 額		
1 診療報酬	千円 △581	診療報酬	千円 △581

1 証明手数料	△17	諸証明手数料	△17

3 歳 出

2 款 医業費

△598千円

1 項 医業費

△598千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 医療用衛生 材料費	千円 5,100	千円 △598	千円 4,502	千円	千円	千円	千円 △598
計	6,973	△598	6,375	0	0	0	△598

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	千円 △598	医薬材料費 千円 △598